

スタートアップ連携による地域課題解決可能性調査事業 仕様書

1 事業の趣旨及び目的

革新的な新技術・新サービスを有するスタートアップは、既存産業の高度化や新市場の創出を担うイノベーションの原動力であるとともに、多様な地域課題を解決する主体としても期待されている。

一方で、スタートアップは優れた技術やサービスを有していても、実績や信用力不足などにより、初期の顧客獲得や事業拡大に課題を抱える場合も多いことから、行政が率先してスタートアップの製品・サービスを活用し、その実証や導入機会を提供することは、スタートアップの成長を後押しするとともに、地域課題の効果的な解決につながる重要な取り組みである。

本事業は、本県が地域課題解決に資するスタートアップの顧客となる仕組みの構築を通じて、本県へのスタートアップの流入促進と県内での成長支援を図るものである。あわせて、スタートアップとの共創による新たなサービスの創出や地域課題の解決を促進し、その成果を地域産業全体へ波及させることで、本県経済の持続的な発展と地域産業の活性化につなげることを目的とする。

2 業務内容

(1) 地域課題及び課題解決が期待されるスタートアップの提案

提案者が考える石川県の地域課題を例示し、課題解決が期待されるスタートアップを提案すること。

- ア 地域課題は、2つ以上例示すること
- イ スタートアップは、各課題に対して2社以上提案すること
- ウ 提案したスタートアップをなぜ選んだのか、また自社との関りを明確にすること
- エ 公共調達を経て、どのような効果が得られるのか、自治体並びにスタートアップ双方からの目線で記載すること

(2) 地域課題解決に向けた公共調達制度の設計

(1)の提案内容をモデルにした地域課題解決に向けた公共調達制度の仕組みを設計すること。

- ア 以下を踏まえ、対象とする「スタートアップ」を定義すること
 - ・スタートアップの設立年数など対象要件を検討すること
 - ・対象要件に対する考え方についても明確にすること
 - ・スタートアップは、県内・県外企業を問わないこと
- イ (1)で提案したスタートアップが実証で必要になる工程を想定し、机上ではなく、現場目線で解決できる仕組みを検討すること
- ウ 事業実施過程で制度運用上の課題等を把握した場合は、必要に応じて制度設計を見直すこと

- エ 制度運用にあたっては、初年度の県商工労働部での運用を踏まえ、2年度目の県他部局、3年度目の市町への展開を見据えた拡張性及び汎用性を備えた制度設計とすること ※本事業について、他部局や市町とは未調整のため、問合せ等は控えること

(3) 本格運用に向けた準備

ア 制度運用に向けた周知・理解促進

(2)の制度や先行事例を周知するとともに、行政関係者に対し、スタートアップとの連携による意義や効果、メリット等を伝え、本制度の理解促進に取り組むこと

イ 課題抽出

- ・(3)アを実施する中で、次年度からの本格運用に向けて具体的な課題の掘り起こしを行うこと

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)までとする。

4 成果物の納品

(1) 成果物

A4縦のWord形式のデータを記録したDVD-R 1枚

(2) 提出先

石川県商工労働部産業政策課次世代産業創造グループ

(3) 納期

令和9年3月31日(水)

5 留意事項

- (1) 本業務を施行するにあたり、業務委託契約書及び本仕様書に基づき、県や県の指定する者(以下、「県等」という。)と常に密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務を行うこと。
- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部または主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、予め委託者の書面による承認を受けた時はこの限りではない。
- (4) 受託者は、業務期間の満了又は契約取消のときは、次期事業者又は県が円滑に運営できるよう、十分な引継ぎを行うこと。なお、引継ぎに伴う経費は、県は負担しない。
- (5) 「2 業務内容」に記載した事業に係る人的、物的費用は全て受託者の負担とする。
- (6) 本業務に起因する苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行うこと。

6 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

7 秘密の厳守等

- (1) 受託者が業務を行うにあたって、情報を適切に管理しなければならず、個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) (1) および (2) については、当事者の承諾があり、県との協議によって、利用目的が本事業の目的に合致すると認められる場合はこの限りではない。
受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

8 その他

掲げた事項以外の内容及び詳細については、別途協議の上、決定する。